

勇足保育所交通安全教室の実施

～本別公園で交通ルールを勉強しました!～

6月12日(金)、本別公園において、勇足保育所交通安全教室を実施しました。

園児は、保護者と共に横断歩道の渡り方や信号機の見方などを勉強しました。

駐在所員が出題した難問の交通ルール〇×クイズも全員優秀な成績でした。

園児のお手本になるように、交通ルールの厳守をお願いします。



駐在所だより
ゆうたより

勇足駐在所
TEL 23-2151
作成者
勇足駐在所員



暴力団排除活動の推進 暴力団 地域団結 断固拒否

暴力団の違法・不当な活動や犯罪被害に関することは、どんな些細なことでも早期に警察に相談、通報する強い意志と勇気を持って、社会から暴力団を追放しましょう。

暴力団追放「三ない運動」の推進



北海道警察 ・ 北海道暴力団追放センター



生活道路における自動車の法定速度の引下げ
法定速度が引き下げられます！

令和8年9月1日から中央線等がない道路における自動車の法定速度は30km/h となります。

また、すべての道路の法定速度が30km/h になるわけではありません。

次のような道路の法定速度は、引き続き60km/h です。

- ・道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ・道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ・高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ・自動車専用道路

